

司法問題シンポジウム

ハンセン病「差別と救済」 …「特別法廷」最高裁・検察の謝罪を考える！

2001年、熊本地裁は、ハンセン病に対する国の隔離政策は違憲だとの画期的判決を示した。政府と国会は謝罪し、2009年ハンセン病問題基本法を制定。さらに、「裁判の公開」原則を規定する憲法のもとでハンセン病者を社会から隔離し裁いた「特別法廷」について、最高裁は2016年に、検察庁は2017年に社会的偏見や差別を助長するものだったとして謝罪した。このまま放置していいのだろうか！？

しかし一方で、その特別法廷でえん罪を訴えながら死刑宣告を受け、執行された「菊池事件」について、検察庁はその審理について検証することを拒否した。最高裁や検察庁の謝罪とは何だったのか！？

ハンセン病差別を鋭く問い、人間の尊厳の保障と救済のあり方を説き続けてきた徳田靖之弁護士とともに、問題はどこにあるのか、ともに考えてみませんか。

(市民のみなさまのご参加をお待ちしています。申し込み不要・無料)

日時 : 2017年6月28日(水) 午後3時30分～
場所 : 神戸学院大学 ポーアイ・キャンパス B-202教室

基調講演 徳田 靖之 氏
(弁護士／ハンセン病国賠訴訟弁護団長・菊池事件弁護団)

コメンテーター 岡本 篤尚 氏
(憲法学／神戸学院大学法学部教授)

同 内田 博文 氏
(刑事法／九州大学名誉教授)

主催 神戸学院大学法学部
担当 佐々木光明(刑事法)・春日 勉(刑訴法)
連絡先 法学部長補佐室 TEL:078-974-1551(代)